



# 障がいや病気のある お子さんのために

障がいのある子どもや病気のある子どもとの暮らしを支援するサービスをまとめました。

チェック	名称	内容	問い合わせ
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	身体に障がいのある子どもに対し、各種福祉サービスを受けるために必要な身体障害者手帳を交付します。	健康推進課 (保健センター内) TEL:58-1006
<input type="checkbox"/>	療育手帳	知的障がいのある子どもに対し、各種福祉サービスを受けるために必要な療育手帳を交付します。	
<input type="checkbox"/>	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がいのある子どもに対し、自立と社会参加の促進を図るための支援に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付します。	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満の子どもを監護する方に手当を支給します。	
<input type="checkbox"/>	福祉医療費 助成制度	心身に障がいのある子どもや小中学生の医療費を助成します。	住民課 TEL:58-3702
<input type="checkbox"/>	竜王町心身障害児 福祉年金	一定の障がいのある20歳未満の子どもを監護する方に年金を支給します。	健康推進課 (保健センター内) TEL:58-1006
<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当	心身に重度の障がいがあり、日常生活活動が著しく制限される在宅の20歳未満の子どもに対して、手当を支給します。	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療 (育成医療)	外科的な治療などにより症状が軽くなると認められる障がいのある18歳未満の子どもに対して、治療費の一部を負担します。	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療 (精神通院医療)	精神障がいがあり、通院による精神医療を継続的に必要とする子どもに対して、治療費の一部を負担します。	
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている児童に対し、必要な日常生活用具に要する費用の一部を給付します。	
<input type="checkbox"/>	補装具	身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、日常生活活動を容易にするために必要な補装具に要する費用の一部を給付します。	

ひとり親・障がい